

令和6年竹田市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和6年8月6日(火) 午後1時50分～午後2時30分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 9番 本郷 敦子
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 会計年度任用職員：後藤加奈

6. 議事

議案第54号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 19件

議案第55号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 23件

議案第56号 農用地利用集積計画の承認について 5件

議案第57号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第59号 非農地証明について 2件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(13時50分)

議長

今から令和6年竹田市農業委員会第8回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は3番 猪九州男委員、5番 秦志喜男委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第14号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

続いて報告第15号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が9件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第54号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 19件

議案第55号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 23件

議案第56号 農用地利用集積計画の承認について 5件

議案第57号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第59号 非農地証明について 2件

以上59案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第54号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第54号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものです。

1番と2番の案件は10年4か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

3番から5番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

6番から8番の案件は9年11か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。賃貸借からの変更です。

9番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

10番の案件は15年4か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

11番から13番の案件は12年4か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。使用貸借からの変更です。

14番の案件は15年4か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

15番の案件は12年4か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。使用貸借からの変更です。

16番から19番の案件は5年4か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第54号について担当課から説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第54号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第54号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第55号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第55号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第54号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第55号の1番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

2番から5番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

6番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

7番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

8番と11番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

9番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

10番の借り手は認定新規就農者である〇〇〇〇〇です。

12番と13番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

14番と15番の借り手は〇〇〇〇〇です。

16番と22番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

17番と18番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

19番と20番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

21番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

23番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第55号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第55号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第55号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時03分)

議長

再開します。

(14時03分)

議長

議案第56号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1 番の借り手は認定新規就農者である〇〇〇〇〇です。8 か月間の使用貸借、新規設定です。労力2 人、野菜中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

2 番の借り手は〇〇〇〇〇です。4 年1 0 か月間の賃貸借、再設定です。労力1 人、水稻中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

3 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。4 年1 0 か月間の賃貸借、再設定です。労力4 人、水稻中心の農事組合法人であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

4 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。3 年間の賃貸借、再設定です。労力2 人、水稻・畜産中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

5 番の借り手は〇〇〇〇〇です。5 年間の賃貸借、新規設定です。労力2 人、水稻中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第5 6 号について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第5 6 号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第5 6 号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第5 7 号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5 7 号の案件は所有者が規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため

譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第57号について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第57号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第57号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字挾田字谷〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積476平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,230.56平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第58号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字中角字笠松〇〇〇〇外1筆、田2筆 合計面積6,289平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は9,063平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第58号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター共同2台・田植機共同1台・草刈り機4台所有しており畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字次倉字神田〇〇〇〇畑1筆 合計面積669平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は187平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第58号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は草刈り機1台でトラクター・コンバインは法人から借り受けるということです。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字城原字原〇〇〇〇外5筆 田4筆 畑2筆 合計面積4,331平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は31,630平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第58号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・田植機1台・草刈り機3台所有しており稲作・果樹かぼす中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町大字西福寺字年の神〇〇〇〇外7筆 田2筆 畑6筆 合計面積15,219平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は166,300平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第58号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は5人です。農機具はトラクター6台・コンバイン2台・田植機2台・その他様々所有しており稲作・野菜・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町大字西福寺字舞次〇〇〇〇田1筆 合計面積2,315平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は18,477平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第58号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町大字西福寺字舞次〇〇〇〇田1筆 合計面積2,912平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は27,837平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第58号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字荻迫〇〇〇〇外3筆 田4筆 合計面積7,834平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は19,871平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第58号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字野稲原〇〇〇〇畑1筆 合計面積6,033平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23,404平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第58号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第58号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第58号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第59号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第59号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字拝田原字山下〇〇〇〇外1筆 登記地目 田2筆 合計面積1,098平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が昭和55年頃、農地法第5条賃借権設定による転用許可を受けていましたが法務局で地目変更登記をしていませんでした。現況は宅地となっており〇〇〇〇は店舗、〇〇〇〇は工場として利用されています。顛末書が添付されています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第59号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が所有する申請地 竹田市大字拝田原字六反〇〇〇〇登記地目 田1筆 合計面積22平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が昭和62年頃、隣接地である〇〇〇〇及び〇〇〇〇の進入路として造成し現在は道路となっています。顛末書が添付されています。

議長

6 番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6 番 児玉淳一委員

2 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は道路なっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第 59 号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第 59 号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第 59 号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和 6 年竹田市農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。